

平成16年12月9日(木)

開 会

9時59分

産業局

10時00分

前回の委員長報告に対する回答

ザ祭り屋台 in 姫路が継続された場合の経費負担のあり方について

イベントの見直しについては、お城まつりの実施主体である姫路お城まつり奉賛会に検討委員会を設置し、12月13日に第1回の検討委員会を開催する予定である。その中で祭り屋台イベントなどの各種イベントとの絡みも含めて検討する。

商店街の経費負担については、商店街で統一タペストリーによる装飾等で祭り屋台イベントの盛り上げに協力してもらったところである。今後も協賛金に加え、にぎわいの創出等で経費負担に協力していただくよう依頼していく予定である。

来年度以降も本年度同様に商工会議所と協力体制をとり、姫路を代表するイベントに育てていきたい。

提案理由説明

10時03分

- ・ 議案第 118 号 平成 16 年度姫路市一般会計補正予算(第 2 回)
- ・ 議案第 121 号 姫路市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について
- ・ 議案第 127 号 公の施設の区域外設置及び使用に関する協議について
- ・ 議案第 128 号 土地改良事業の計画の概要を定めることについて
- ・ 議案第 129 号 農作物共済、畑作物共済及び園芸施設共済無事戻し金の交付について

質疑・質問

10時13分

問 議案第 128 号について門前池の大きさはどれぐらいなのか。それと受益面積はどのあたりになるのか。

答 ため池は0.2ヘクタールで、受益者は13戸である。

問 議案第 129 号の無事戻し金について、一番多くもらえる人がいくらで、一番少なくもらえる人がいくらなのかを種類別に聞きたい。

答 後ほど回答する。(後ほど資料提出)

問 今年の災害により農業共済に申請した人はどれぐらいいるのか。

答 今回の台風の被害による申請については現在作業を進めている。詳細については査定中である。

水稲については、戸数が203戸で、面積が3,248アールで、共済金が9,794,388円の支払いを予定している。支払いは年内に予定している。

問 議案第 118 号のザ祭り屋台の広告宣伝費について、具体的にどの程度の広告ができ、どの程度の効果が見込まれるのか。

答 ポスターやパンフレットの印刷物の作成や新聞・テレビ・ラジオ等による広告宣伝費、旅行関連媒体の紙面の買収といったことをできるだけ16年度中にやるために補正予算を計上した。

問 市の祭り屋台イベントに対する費用負担について、今年の3,000万円ぐらいで考えていると思うが、今回の1,000万円の補正予算はこの3,000万円の中に含まれるのか。

答 当初県内から60%、日帰り圏から39%、宿泊圏から1%の集客を見込んでいたが、今年イベントをして調査した結果、県内から92%、日帰り圏から7%、宿泊圏から1%という結果が出たので、日帰り圏を中心にPRを充実するための経費である。それと同時に日帰り圏から姫路に来てもらうための企画、それと警備面の一

部が含まれているが、会場の設営やイベントの進行方法についてプロの目から見てもらって観光客の安全を確保するための経費である。これは今年実施した結果を反省して経費負担を増やした部分なので、3,000万円以外の部分の経費と理解してもらいたい。

プロの目から見てもらうための経費として企画業務費 360 万円、それから近畿、中国、四国方面から集客するために広報をできるだけ早い時期からするための経費として 640 万円計上している。

問 そんなにいろいろな広報をするのに 640 万円のできるのか。見積もりをとっているのか。

答 早期に P R する必要があるものについて、今年の実績を踏まえて予算計上したものである。イベントの直前にやったほうがいい P R 経費はこの中に含まれていない。

17 年度予算の中には 18 年度分の P R 経費を組み込めるように財政当局に予算要求している。そうすれば 9 月ぐらいから商品企画等をエージェントとタイアップしながら進められると考えている。17 年度分の P R 経費については、実施するか、しないかの決定が 10 月 29 日だったので、補正予算で計上するしかなかったのである。

意見 説明を聞いていると今回の補正予算の 1,000 万円はおおよその額で計上したように思う。ポスターやパンフレットを何部つくるのに費用がこれだけかかるということ積み上げた金額ではないように思う。プロに頼むのなら企画課は必要ない。イベントをするぐらいならプロに頼まなくてもできると思う。

要望 例えば京都の花灯籠のイベントは来年の 3 月 11 日から 21 日にかけて行われるが、早くも 11 月発行の雑誌に載っている。最初の年は 70 万人、二年目の去年が 105 万人集客している。来年も来たいという人が 58% もいる。プロの方には地域の特性がなかなか理解できないと思う。観光については、全国の先進都市の事例を参考にして知恵を出してもらいたい。

答 今回の祭り屋台イベントについて、警備面での指摘事項が非常に多かったので、イベントの内容よりも運営方法や会場の設営方法について、より早い段階でよりよいやり方を警備計画に反映させるためにプロの力を借りようとしているのである。

意見 警備面の強化を強調しているが、祭りのことを知らないプロでは警備について考えられない。イベントに参加する地域の世話人や関係者に集まってもらって警備について認識してもらえば解決できると思う。

問 このイベントは今年同様前夜祭と本番の二日でやるつもりなのか。

答 姫路での滞在時間を長くしてもらうために前夜祭と本番の祭りと考えている。それからお城まつりを見直すための検討委員会を立ち上げ、姫路市のイベント全体を視野に入れながら祭り屋台イベントの前夜祭のあり方も含めて検討していく。今年から祭り屋台イベントに参加してもらう地区の役員にも企画立案をする実行委員会に委員として入ってもらうようにしたい。その中に入ってもらえることを条件にして出演団体の募集を行いたい。

問 奉賛会では下から上がってきた計画を承認するような形であると思うが、その計画は誰が準備しているのか。

答 奉賛会の中に実施本部を設けており、今年度からその中に調整会議を設けて地元から参加される方々といろんな運営面での調整をし、そこで練ったものを実施本部に上げ、実施本部で固まれば奉賛会で承認してもらうというシステムを構築したいと考えている。

意見	できるだけ裾野を広げて盛り上げていかないと観光客も楽しめない。主催者や出演者みんなが燃えることによって観光客にいい印象を与えることになる。
答	参加する地元の人意見を反映した祭りによって、安全面も確保できると思っている、そういう方向で検討している。
要望	京都の明かりと花の道の場合、京都新聞やNHK京都放送局、読売テレビなど多くのマスコミが協賛に入っている、おそらくお金を出さなくても自主的に広告してくれる。こういうことを参考にして、広報活動にいかにお金をかけずにマスコミに取材してもらうかを考えてもらいたい。
答	メディア等に協賛してもらえよう仕組を考えたい。
問	姫路の芸術文化である屋台につけている金具や刺繍、うるし、彫刻といったものを屋台に合わせて紹介するような形の宣伝をフィルムに収め、全国のエージェントに見てもらってはどうか。またケーブルテレビのネットワークを活用し、全国に向けてPRしてもらいたいがどうか。
答	企画業務の中にその部分も含めている。特に企画運営をやった後のエージェントへの売り込みの部分も360万円の中に含まれている。そういう面でもプロの力を借りたいということで予算計上した。
問	祭り屋台イベントについて、警備面での指摘があったため予算を増額することだが、どういう指摘があったのか。
答	反省会をやったときに警察から市職員による警備ではなくプロのガードマンによる警備にすべきであるという強い申し入れがあった。次年度以降は市職員による警備は認めがたいという発言まであった。今後警察と調整していくが、プロのガードマンにシフトし、それにより経費も増えていくと思っている。それ以外に出演団体等に支出した経費の見直しを進め、事業費の圧縮を図っていきたい。内容的には出演団体のコストを引き下げ、警備コストが上がり、総額的に金額的には今年の決算が約6,600万円なので、それと同規模ぐらいの予算を組まざるをえないかなと考えている。
問	今年の祭り屋台イベントでは何人ぐらいの職員を動員したのか。
答	約500人が警備に従事した。
問	この祭り屋台イベントに対する市の費用負担について、観光行政全体から見てどう考えているのか。
答	今後イベントのスクラップアンドビルドを進めていかなければならないと思っている。その取り組みとしてお城まつりの見直しの検討委員会を立ち上げている。野放図に経費負担を増やしていく考えはない。イベント経費総額の中で見直していきたい。
問	祭り屋台イベントは来年も今年と同じような時期に行うのか。
答	今のところそう考えている。
問	出演団体はどのように募集するのか。
答	市で出演条件を定め、連合自治会を通じて各自治会に募集をかける。条件としては、おおむね大人屋台10台ぐらいでやりたい。地域によって屋台の大きさがあるので標準的な大きさを明示し、出演経費についても1台150万円と人数枠と1人当たりの金額を示した上で募集をかけたい。
問	来年の集客目標を立てるべきではないか。
答	集客目標は今年の集客人数である約15万人とし、それに基づき警備体制を組みたい。
要望	イベントを始めたばかりなので、定着するまでは職員や議員がセールスマンにな

って呼びかけるようにしてもらいたい。

問 ウィントピアに対する補助金はいくら出ているのか。何を求めているのか。効果は何か。ライトアップが終了するまで商店は店を開けているのか。

答 電気をつけている間は営業するよう各商店街の役員に対して指導している。2、3の店は遅くまで開けているが、大半の店は営業時間を延長していない。

主催は商工会議所のTMOで全部で14団体が参加している。事業費は全体で約4,000万円で、そのうち市からの補助は2,000万円である。期間は11月19日から2月28日までである。点灯時間は通常は17時から22時である。

要 望 補助金の見直しをするべきである。これから観光都市・姫路を目指すのならPRが一番大事である。もう少し知恵を出してもらいたい。

問 都心部まちづくり構想に産業局としてどのように関わっていくのか。

答 都市施設をつくってそこでコンベンションが開催されることが地域経済に与えるインパクトは非常に大きいと思っている。大規模な集会があれば、地場製品の売り上げや宿泊、交通機関の利用などによって地域経済の活性化になる。

問 三の丸広場について、教育委員会としてはきれいに整備して使わないようにしたいと思うが、産業局としてイベント・観光面からどうしていきたいのか。

答 産業局としてはイベント広場として有効に活用したい。ただ特別史跡地内で文化財の保存という考え方もあるので折衷が必要になってくる。

問 緊急雇用対策の企業誘致員は来年ぐらいで終了すると思うが、今後企業誘致をどのように進めていくのか。

答 企業誘致員から貴重な情報がたくさん寄せられている。緊急雇用が終わっても東京や大阪では引き続き配置するため予算要求をしている。

問 企業誘致をするために国会議員に協力してもらっているのか。

答 薄型テレビのSED事業をぜひ姫路工場で展開してもらいたいということで東芝に対して誘致活動を積極的に行っているが、姫路選出の国会議員にも東芝本社に訪問してもらって誘致活動をしてもらっている。

問 スプリング8の使用料が実験段階では無料だが、将来的に有料になると聞いたが、どう影響するのか。

答 元々企業がスプリング8を利用して研究するのは有料である。新聞報道されていたのは、研究者がスプリング8を利用する場合も有料にするというものである。姫路市でもスプリング8を利用して研究する場合の助成制度を設けている。さほど影響はない。

産業局終了

11時32分

総務局

11時35分

前回の委員長報告に対する回答

11時37分

・台風による被害発生後の財政の対応について

被害状況等を把握し予算化の上、可能な範囲での予算の流用や予備費の充用を行い、早期復旧に努めた上で今回の補正において国庫補助金等財源の確保が見込まれる事業について、災害復旧費として1億4,023万8,000円を計上した。

・行財政構造改革の第2次実施計画に掲げた施策への取り組みについて

進捗管理として上下の半期ごとの報告を求めることとしたほか、全庁の推進組織である本部会議を11月24日、幹事会を11月18日に開催し、各局長・部長に対して期限を決めて具体的に取り組むよう促した。16年度上期の実績や下期の予定を本部会議で報告させている。

提案理由説明 11時39分

- ・議案第 118 号 平成 16 年度姫路市一般会計補正予算（第 2 回）
- ・議案第 125 号 動産の購入について
- ・議案第 126 号 財産区管理委員の選任について

報告事項説明

- ・姫路市指定管理者制度導入基本方針について
- ・競輪事業撤退に係る訴訟等について
- ・平成 15 年度兵庫県競馬組合開催成績一覧表について

要望 建設業退職金共済制度の要綱と証紙の売払実績がわかる資料を出してもらいたい。

答 休憩中に用意する。（後ほど資料提出）

休憩 12時05分

再開 12時59分

質疑・質問 12時59分

問 議案第 125 号について、パソコン 2,280 台、プリンター57 台等を購入する契約を随意契約でやっているのはなぜか。

答 今回のパソコン等の購入は 8 社による見積もり合わせをした。見積もり合わせとは言いながら、全員の前で開いて一番安いところと契約した。

問 パソコン等を約 3 億円で購入するのに国から補助が出ているようだが、市の負担はいくらぐらいなのか。

答 一般財源は 10%で、残りは起債である。

問 このパソコンは汎用性があるのものなのか、特殊なものなのか。

答 汎用性があるものである。

問 2,280 台まとめ買いしているが、特殊なパソコンでないのなら例えば学校単位にして複数の業者から購入するようなことはできないのか。

答 校区単位で購入したりすると機種や金額にばらつきが出る。できるだけ市内の業者で対応しようといういろいろ検討したが、2,280 台同一機種で調達できる業者ということでこの 8 社で見積もり合わせをした。

問 例えば 2,280 台一括と 500 台単位の購入では金額に差が出るかもしれないが、地元業者も入りやすくなるということを考慮したのか。

答 購入前にはいろいろな視点から検討したが、2,280 台を分割するより有利な方法を選んだ。

問 購入するパソコンのメーカーとスペックと CPU とメモリーについて聞きたい。プリンターのメーカーも聞きたい。

答 購入したのはノート型パソコンで東芝のダイナブックである。CPU はペンティアム M の 1.6 ギガヘルツ、メモリーが 512 メガバイトである。ハードディスクが 40 ギガバイト、液晶の画面が 14.1 インチである。プリンターはカシオ計算機のカラーページプリンターでスピーディア N5300 - SC である。

問 約 3 億円もするものを購入するのに随意契約をしてはいけないと思う。地方自治法施行令第 167 条の 2 のどこかに該当しないと随意契約はできないはずだが、その中のどこに該当しているのか。

答 この随意契約は 1 社随意契約ではない。一定の機能を満たす各メーカーの同一機種のパソコンを 2,280 台用意できる 8 社がそれぞれ金額を入れ、見積もり合わせをしている。一定の機能を満たすパソコンの中で最低価格を提示した大塚商会と随意

契約をしたものである。地方自治法施行令第 167 条の 2 に該当するものではない。指名競争に近い状態で最適な契約相手方を選んだ結果である。

問 パソコン等の購入について予定価格はいくらだったのか。

答 予定価格は 3 億 5,169 万円である。

問 地方自治法施行令第 167 条の 2 に規定されている場合以外随意契約はできないはずである。この場合は同条第 1 項のどれに該当するのかを聞いているのである。

答 地方自治法施行令の金額には該当しない。この資料にある指名競争入札に近い契約である。

問 地方自治法第 234 条の第 2 項には「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」とあるが、逆に言えば政令で定める場合に該当しなければ随意契約はできないと思うが、これについてどう解釈しているのか。

答 地方自治法施行令の厳密な解釈はわからないが、市が必要としている最適な物を一番安価で求めるのに、こういった方法が最適であると考えている。一定の機能を満たすパソコンを納期内に必要な台数を揃えられる業者を登録業者の中から選び、価格競争をしてもらう方法をとった。

意見 法的解釈をきちっとしないと前提がすべて崩れる。見積もり合わせであれば恣意的な運用がなくても、この会社を外すということが可能である。しかも随意契約には公示義務がないので、市から呼びかけがなければ参加できない。だから新規参入もできない。登録していない業者でもこういう入札があるのなら登録してでも入札に参加しようとするかもしれない。以上のようなことから結果的に得したとしても随意契約は避けるべきだと考える。

問 パソコンの調達やシステムの保守点検について、市の職員が交渉するのではなく外部の専門家（CIO）に価格の交渉をってもらうようなことを検討しているのか。

答 まだ検討していないが、今後研究したい。

要望 他都市では 52 億円の予算のうち 8 億 9,000 万円を 1 人が来て削減につながった事例もあるので、姫路市も早期に導入するべきだと考えるので検討してもらいたい。

問 大塚商会は姫路に営業所や支店があるのか。

答 ない。神戸に支店がある。

問 姫路の中小企業の育成という観点から、姫路の業者では調達できない場合は仕方がないが、そうでなければ値段が少々高くてもできるだけ姫路の業者から購入してもらいたい。どう考えているのか。

答 量販店も含めていろいろあたってみたが、数百台は何とか用意できても、2,280 台に対応できる業者がないということであった。同一機種で一括して見積もり合わせをしたため、かなり安く購入できるという選択をせざるを得なかった。できるだけ地元の業者で、という気持ちはあるので、今後留意していきたい。

問 姫路にも業者がありながら、条件面についてこれないようである。条件を変更することはできないか。

答 パソコンの更新の時期を考え、年度末に一括納入するという前提があり、それを崩すことはできなかった。

要望 今後は姫路の業者が参入できないような基準を設けて物品を購入するようなことはやめてもらいたい。地元の業者優先で考えてもらいたい。

問 大塚商会からの最近の購入実績はあるのか。

答 今年更新する職員用のパソコンは大塚商会から購入した。
 委員長 パソコンの保証期間は何年で設定されているのか。
 答 瑕疵担保は1年である。
 委員長 1年間の瑕疵担保だけなのか。
 答 そうである。
 問 見積もり合わせに参加した業者の取り扱いメーカーはどこだったのか。
 答 後ほど回答する。(P10 参照)
 問 パソコン等を購入するための随意契約は地方自治法施行令第 167 条の 2 に該当しないという答弁があったので、私は随意契約をしていること自体が違法だと考える。随意契約が地方自治法施行令第 167 条の 2 に該当しなくてもできるのかどうか、市として統一的な見解を出してもらいたい。
 答 後ほど統一見解を出す。(P10 参照)
 問 たくさん職員が入っているのに答弁をしているのは、局長と経理課長ぐらいである。随意契約についても経理課長だけに答弁させ、他の職員が知らん顔をしている。法制担当の課長なり部長など答えられる者が答弁するべきではないのか。
 答 契約の方法は随意契約であるが、仕様書によって一つの基準を設定し、すべてのパソコンメーカーの機種が参加できるような条件を設定した。見積もりを開くのも全業者立会いのもとで行い、最低価格に決定した。まさに指名競争入札のスタイルであるが、法的に整理すれば随意契約とせざるを得ない。地方自治法施行令第 167 条の 2 に関する見解については、今日の委員会中に申し上げる。
 問 指定管理者制度について、この基本方針に基づいて該当する施設について指定管理者制度を導入するかどうかの選定に入るのか。
 答 この方針に基づき選定を進める。
 問 指定管理者制度について、他都市では指定管理者選定委員会に外部の有識者に入ってもらうところもあると聞くが、姫路市では入ってもらわないのか。
 答 選定基準で示しているように必要な場合は有識者の意見を聴くということにしているので、必要があればオブザーバーのような形での出席も今後考えていきたい。他都市の状況については、照会をかけた自治体の約半数が外部の有識者を入れていない。
 問 指定管理者の選定後、その業者を選定した理由を公開してもらいたいがどうか。
 答 選定の過程で申請者の経営状況のような情報が出るので選定委員会を公開するのは問題があると思う。他都市では外部の有識者を入れているところもあるので、施設によって必要なものは研究して検討したい。一応の方針である。選定した後の公開については、申請者に対しては結果と理由を通知する。
 問 神戸市では、会議そのものは非公開だが、外部の有識者を選定委員会に入れて判定基準を公開するとなっている。情報公開の点からもきちっと公開すべきではないか。
 答 必要なものについては、選定基準の段階で大学教授、公認会計士、施設の利用者であるスポーツ団体などの有識者の意見を十分聴く。
 問 個人情報保護に関連して、指定管理者が法に違反した場合、市としてきちっとした罰則規定や損害賠償規定を設けるべきではないか。
 答 施設の条例を改正する中で個人情報の保護について必ず入れるようにする。次に個人情報保護条例の第 23 条に受託者の義務というのがあり、実施機関と同様の義務を負うものとなっているので、そこに指定管理者も含めるといった形での改正を考えている。それにより収集制限や目録作成といった同様の義務が発生するこ

となる。一般的守秘義務については、業務に応じて管理基準を定め、その中で触れ協定等で配慮していく形での枠組みを考えている。

問 罰則や損害賠償についてももう少しわかりやすく説明してもらいたい。

答 罰則の件も含めて実施機関と同様の義務を負うという形にする予定であるが、まだ検討中である。

要 望 指定管理者選定委員会の委員に外部の有識者に入ってもらうことや指定管理者を選定した理由の公開について見直せるのであれば見直してもらいたい。

問 昨年度の建設業退職金共済証紙の発行実績はどうだったのか。

答 正確な数字が出ないので概算の数字で言うと平成 15 年度は土木工事 596 件、建築工事 100 件、ほ装工事 88 件で合計 784 件を抽出して建設業退職金共済の率を掛けると約 5,000 万円の証紙購入額と見込まれる。

問 大手の建設会社が請け負った仕事を実際に現場でする孫請け業者にまで、この建設業退職金共済制度が周知できているのか。

答 建設業退職金共済の兵庫県支部から周知徹底を図ってもらうのが一義的な話である。市としては元請け業者に下請け業者までこの制度を周知することを指導するぐらいのことである。

問 今回議案に上がっている大塩の市営住宅の建てかえ工事の場合、証紙はいくらなのか。

答 48 万円程度である。

要 望 他都市では一番下の業者までいっているかを確認して、工事完成時に作業員のこの人に何枚の証紙を出したと報告するところがある。そこまでやらなければ徹底しない。そういう制度の確立をやってもらいたい。

問 競輪事務組合の解散に伴う 4 件の訴訟について、原告と被告の主張、争点を示してほしい。

答 いずれも原告は長期の事業と見込んで投資してきた。競輪事業が赤字になったからと言って廃止するというのは債務不履行、信義則違反というのが争点になっている。被告はそうではなく、契約は単年度契約でやっているということで争っている。

問 競輪事業訴訟対策委員会に姫路市からは誰が委員として入っているのか。

答 姫路市長である。

問 今まで姫路市はいくら競輪事務組合から利益を得たのか。

答 昭和 48 年度から平成 11 年度にかけて 47 億 5,800 万円の配分金を得た。

問 平成 15 年度予算に訴訟対策の費用を計上していたと思うが、平成 15 年度予算及び決算の額並びに平成 16 年度予算について聞きたい。

答 後ほど回答する。(後ほど資料提出)

要 望 完全に敗訴しても姫路市の負担は約 10 億円ということで、トータルで見れば出資した分は損にはならない。もし単年度契約が正しく、行政に瑕疵がないのであれば、和解せず最後まで争ってもらいたい。

総務局中断 1 4 時 1 6 分

消防局 1 4 時 1 9 分

報告事項説明 1 4 時 2 0 分

- ・台風等の被害状況について
- ・姫路地域の合併協議に伴う神崎郡 4 町の消防事務の受託について
- ・報告第 36 号 専決処分の報告について

質 問	1 4 時 3 6 分
問	報告第 36 号について、損害賠償額約 79 万円を支出しているが、保険からの回収金はいくらぐらいなのか。
答	消防自動車や救急車は保険に入っているが、今回の事案は相手の車に乗っているところにけがを負わせたので保険等は利用できないので回収金はない。
問	自動車保険で対人保険の対象になると思うがどうなのか。
答	あくまでこちらの人身事故になるので、交通事故ではない。
問	自動車の管理運用に関わることは対人事故の対象になると思うが確認したのか。
答	確認してみる。
問	中播消防の 6 町は今までどれぐらいの分担金を負担してきたのか。
答	中播消防の了解をとってから回答する。(後ほど資料提出)
問	姫路市が平成 19 年 4 月以降受託した段階で、残された 4 町分の受託費がどれぐらいになると考えているのか。
答	受託の費用は今後の話し合いになる。
消防局終了	1 4 時 4 2 分
企画局	1 4 時 4 4 分
報告事項説明	1 4 時 4 4 分
	・ 姫路獨協大学の新学部（医療保健学部）設置について
	・ タウンミーティング・スクールミーティングの報告について
質 問	1 4 時 5 4 分
問	姫路工業大学が兵庫県立大学になり、本拠地が神戸市に行き、賢明女子短期大学もどうなるかわからないが一応現段階ではなくなってしまふ。そうなるとう姫路獨協大学一つになってしまう。この大学を充実させるために市として全面的な協力をしてもらいたいが、どう考えているのか。
答	姫路獨協大学の競争率は昭和 62 年度には 6.4 倍ぐらいで、そこからだんだん上がり平成 3 年度には 10 倍を超えた。ところが最近はだんだん下がり 16 年度には 1.93 倍になった。少子化の影響もあるが、姫路の魅力を増すための仕掛けが必要だと考えている。
	大学側からは資金的な援助は必要ないと言われているので、側面からの支援を考えなければならぬと思っている。新学部ができることによって学生数も 1,000 人ぐらいは平年度ベースで増えてくるので、姫路の活性化にもつながる。今まで奨学資金や研究助成費を 3,500 人規模で考えていたが、これからはその人数を加えて考える必要があると思っている。市としてできるだけ協力していきたい。
問	姫路市役所では年間に学生のアルバイトを延べ何人ぐらい採用しているのか。
答	所管外なので把握していない。
問	資料によると第 1 回のタウンミーティングで「キャストィ 21 に 200 人程度収容可能なホールをつくってほしい」とあるが、本当に 200 人と言ったのか。
答	小ホールをつくってほしいということで 200 人と言った。
問	タウンミーティングやスクールミーティングに参加した市民や学生に自分たちの出した意見がどのように反映されたのか、されなかったのかを伝えているのか。
答	出された意見は記録係が詳細に記録し、各担当部局に知らせ、各部局から答をもらっている。これらについては、すぐに対応したものもあるし、新年度予算に反映させるものは施策の中に織り込んでいる。例えば大手前通りの木が大きすぎるといふ意見があり、早速対応した。民間や他の機関に対する要望もあるし、ごみを少な

くするとか、それらに対する取り締まりといった意見もある。こういった意見についてどのようにしたかはある程度まとめていきたい。

問 答 これから地域に意見を聞きに入ると聞いたが、具体的にどうしていくのか。

今中学校区単位でやっている地域夢プランについて、16年度から取り組んでいる校区では17年度に事業化予算を組んでいく。それらについてどのような夢を描いているかを伺いに行き、市と地元が一緒になって考えていきたいと思っている。その後、自由討議ということで地元の問題についても提案してもらいたい。できれば来年の5月ぐらいからやりたいと考えている。

問 タウンミーティングでの提案をもとに実現したことについては、そのことをPRしてもらいたい。議会からの提案によって実現したことについても同じである。どう考えているのか。

答 市民からの提案についてはその趣旨を生かしていきたい。議会からの提案についても機会あるごとに何らかの形でやわらかく表現できればと考えている。

委員長 タウンミーティングについては大体同じ顔ぶれの方が参加していたように思う。市長の進行状況の説明がかなり長く具体的な討論がなかなかできていなかったように思う。来年からやる新しい取り組みでは、そのへんのことも研究してしっかりやってもらいたい。

企画局終了

15時16分

総務局

15時17分

委員長 地方自治法施行令第167条の2に関する見解について聞きたい。

答 今回のパーソナルコンピュータの調達にあたって、最も重視したのは性能面である。最低の基準を仕様で示したところ、各メーカーともクリアしていた。その上で見積もりを取った結果、大塚商会の東芝の機器はハードディスクやオプティカルドライブが特に優れているということで、根拠は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するものとして随意契約をした。

見積もり合わせに参加した業者の取り扱いメーカーについては、大塚商会は東芝、ニチワはNEC、第一電子は東芝、さくらケーシーエスは富士通、日本電気はNEC、西日本電信電話は日本ヒューレートパックカード、富士通は富士通、日興商会はNECである。

4つのメーカーによって性能を重視した結果、決定した。

要 望 随意契約という手段をとると、はっきり言うと何でもありになってしまう。信用しているのでこれに対して疑義があるというわけではない。ただ仕組みとしては全員に公示しないとイケない。入札制度については、懇話会等で話をしていると思うので、考慮してもらいたい。随意契約は基本的には少額なもの、あとはきちっと入札をしてもらいたい。

総務局終了

15時23分

意見のとりまとめ

15時24分

(1) 付託議案審査について

- ・ 議案第118号、議案第121号、議案第125号、議案第127号、議案第128号及び議案第129号については全会一致で可決すべきものと決定
- ・ 議案第126号については賛成多数で同意すべきものと決定

(2) 意見書(案)について

- ・ 文案については一部修正して正副委員長に一任、提出者は全委員、提案理由

の説明は委員長として提出することに決定

(3) 閉会中継続調査について

- ・ 別紙のとおり継続調査すべきものと決定

(4) 委員長報告について

- ・ 正副委員長に一任すべきものと決定

行政視察について

- ・ 1月31日及び2月1日に岡崎市及び岐阜市を視察することに決定。

閉 会

15時41分